

第2610地区 富山第4グループ ROTARY INTERNATIONAL DISTRICT 2610



高岡西ロータリークラブ

2021-2022 ■会長 千田敏勝 幹事 伊勢豪範 ■クラブ会報・広報・雑誌委員会 引田 均 中川眞彦 金森勇四郎 網 武志 小川哲治



奉仕しよう みんなの
人生を豊かにするために

No.2139

第2605例会 2021年7月28日(水)

今年度第4回 於: classico クラシコ

2021-2022年度 RI 会長テーマ

◇開会点鐘

◇ロータリーソング R-O-T-A-R-Y

◇四つのテストソング

◇会長挨拶

◇幹事報告

- ・例会プログラム、変更について
- ・2021年度会員名簿作成について

◇委員会報告

→出席報告(会員数41名)

出席者: 35名(Web: 5名)

出席率: 89.7%

* 7/7 修正出席率... 100%

→ニコBOX

千田会長「新年度になり早くも1カ月が経ちました。暑い日が続き毎日毎日が大変でございます。無理のないよう日々を過ごしております。」

伊勢幹事「本日、会計報告並びに三屋さんの相続登記義務化の卓話よろしくお願ひ致します。」

澤谷さん「東京は新型コロナ感染者が3,000名近く、食品企業として身の引き締まる思いです。」

高島さん「早退につき。。。」

通算114,000ニコニコ

プログラム①: 前年度会計報告

2020-2021年度 決算の件

- ◆金森勇四郎前会計より会計報告(資料配布済)
- ◆向井監査委員より監査報告
- ◆安川直前会長挨拶

プログラム②:

事業計画発表・理事兼委員長挨拶

島C(R情報)「ロータリークラブ創立の精神を原点に立って理解し、その現代的意味や実践を考えるための情報を提供する場を作りたいと思います。また、ロータリーの基本と実践の理解を深めるため、IDMを開催したいと考えています。」

清都C(国際奉仕)「R財団・米山記念奨学会は昔の戦争の経験から、世界を豊かにするための財源確保として始まりました。ロータリー精神の国際奉仕に関する理解を深め、国際親善と世界奉仕を推進する事やR財団・米山記念奨学会の存在意義を多くの皆さんに理解してもらえよう活動していきたいと思っています。」

本日のプログラム

山本譲富山第4グループガバナー補佐訪問

今後の予定

- ◎8/11(水) 休会
- ◎8/18(水) 神野正博ガバナー公式訪問(WEB)
* 会長・幹事懇談会(WEB)
- ◎8/25(水) 通常例会: 会員増強委員会

《重要》

富山県内では現在ステージ1の措置を実施中です。引き続き、感染防止対策の徹底にご協力下さい。

また、今後の予定につきましては、大きく変更になる事もありますので、ご注意下さい。

＜会長報告＞

8/3(火)

千田会長・伊勢幹事
両名で高岡商業高校
ヘインターアクト支援
金及び野球部甲子園
出場のお祝いを届け
ました。

甲子園楽しみですね!



プログラム③：会員卓話 「えっ！？知らないの？『相続登記義務化』のこと」

司法書士 エス・アール事務所 司法書士 三屋尚之 会員

1. 相続登記が義務化された背景

所有者不明土地とは

- ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- ② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

2. 相続登記の義務化の改正ポイント

① 相続登記の申請義務化

(R 3/4/28より3年以内の施行)

- ・ 相続開始から3年以内に相続登記申請しなければならない
- ・ 違反すると10万円以下の過料

② 相続人申告登記の創設

(R 3/4/28より3年以内の施行)

- ・ とりあえずこの手続きで過料は免れる

③ 所有権の登記名義人の指名または名称、住所の変更の登記の義務づけ

(R 3/4/28より5年以内の施行)

- ・ 変更があったときから2年以内に登記申請しなければならない
- ・ 違反すると5万円以下の過料

3. 土地の所有権の放棄(国庫への帰属)が可能になる

- ・ 相続で取得した土地
- ・ 条件あり
- ・ 10年分の管理費用を支払う必要あり

☆登記についてのご相談はお気軽に、お早めに！

所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し
【民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要】 法務省民事局 令和3年5月

課題
相続登記がされないこと等により、**所有者不明土地**(※)が発生

※ 所有者不明土地とは・・・
① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

所有者不明土地の割合 (1129調査対象) **22%**
相続登記の完了 **66%** 住所変更登記の完了 **34%**

背景
○ 相続登記の申請は義務ではなく、申請しなくても不利益を被ることは少ない
○ 都市部への人口移動や人口減少、高齢化の進展等により、地方を中心に、土地の所有意識が希薄化・土地を利用したいというニーズも低下
○ 遺産分割をしないまま相続が繰り返されると、**土地共有者が必ず算式に増加**

問題点
○ 所有者の探索に多大な時間と費用が必要(戸籍・住民票の収集、現地訪問等の負担が大きい)
○ 所有者の所在等が不明な場合には、土地が管理されず放置されることが多い
○ 共有者が多数の場合や一部所在不明の場合、土地の管理・利用のために必要な合意形成が困難
⇒ 公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引が阻害されるなど、**土地の利活用を阻害**
⇒ 土地が管理不全化し、隣接する土地への悪影響が発生 など
⇒ 高齢化の進展による死亡者数の増加等により、今後ますます深刻化するおそれ

政府方針
○ 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(閣僚府会合決定)
「民事基本法制の見直し等の重要課題については、今後、さらに具体的な検討を進め、今年度(令和2年度)中できるだけ速やかに必要となる法案を提出するなど、期限を区切って着実に対策を推進する。」
○ 曾太の方針2020「所有者不明土地等について、基本方針等に基づき対策を推進する。」

所有者不明土地問題の解決は、喫緊の課題

両法律の概要

■ 民法等の一部を改正する法律(民法等一部改正法)
■ 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(相続土地国庫帰属法)

所有者不明土地の**発生予防**と、既に発生している所有者不明土地の**利用の円滑化**の両面から、総合的に民事基本法制を見直し

1 登記がされるようにするための 不動産登記制度の見直し ・ 相続登記・住所変更登記の申請義務化 ・ 相続登記・住所変更登記の 手続の簡素化・合理化 など	2 土地を手放すための制度(相続土地国庫帰属制度)の創設 ・ 相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設	3 土地利用に関連する民法の 規律の見直し ・ 所有者不明土地管理制度等の創設 ・ 共有者が不明な場合の共有地の利用の円滑化 ・ 長期間経過後の遺産分割の見直し など
---	--	---

施行日等
原則として公布(R3.4.28)後2年以内の政令で定める日 * 政令は未制定
* 1のうち、相続登記義務化関係の改正については公布後3年以内の政令で定める日、住所変更登記義務化関係の改正については公布後5年以内の政令で定める日

【検討の経緯】

2019年2月	12月	2020年1月~3月	2021年2月~3月	4月
法制審議会へ諮問	民法・不動産登記法部会における調査審議開始	中間試案取りまとめ	パブリックコメント提出意見数 249件(個人143件、団体106件)	法制審議会審議決定
			法案提出	成立・公布

ロータリーの友7月号紹介 by引田委員長 今年度最初のロータリーの友を紹介します。

◎P6~ PRESIDENT'S MESSAGE R | 会長メッセージ
シェカール・メータRI会長は、ロータリーの次の章を思い描き、それを実現する準備を整えています。

DREAM WEAVER=夢を紡ぐ人

また、紹介ページには多くの女性の写真があり、シェカール・メータ氏が強く男女平等を推し進めているのが解ります。ご家族から見た彼のインタビューも掲載されているので、是非読んでみて下さい。

◎P27 ガバナーの横顔

第2610地区 オピニオンリーダーの神野正博ガバナーの紹介が掲載されています。

◎縦P21 ロータリーアットワーク

我らが友好クラブ上田東RCの活動紹介です。
2019年の台風19号で大きな被害を受けた千曲川沿いの復興支援に尽力されました。

